

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 [登録番号 1-22] ●講習期間 / 2日間 (1日目9:00~16:30 2日目9:00~17:40) 都合により変更する場合があります。

事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。また、事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければなりません。

講習日程 講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市セツ島）

表示例：○左のマークのある講習日についてはオロシティーホールでの実施となります。（鹿児島市卸本町 P31参照） 定員

Table with 4 columns: Mark, Date, Start/End Date, Capacity. Rows include dates from May 14 to Dec 25, 2020, with capacities of 94.

受講対象者 満18歳以上の方

申込方法 申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 13,080円
・一般 ⇨ 14,080円

内訳 ・受講料 ⇨ 12,100円
・テキスト代 会員 ⇨ 980円
一般 ⇨ 1,980円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)健康障害及びその予防措置に関する知識(4時間)
(2)作業環境の改善方法に関する知識(4時間)
(3)保護具に関する知識(2時間)
(4)関係法令(2時間)
(5)学科修了試験(1時間)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。

労働安全衛生法施行令第六条（抜粋）

- 十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業等を除く。）
二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業

労働安全衛生法施行令 別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

Table with 3 columns: Class, Item Number, Chemical Name. Lists various chemical substances like benzene, lead, and organic solvents.

(2020年2月1日現在)

特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。特別有機溶剤とは、第二類物質のうち、エチルベンゼン、一・二・ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四・ジオキサン、一・二・ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、四塩化アセチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンです。

労働安全衛生法施行令 別表第五 四アルキル鉛等業務（第六条、第二十二条関係）

- 一 四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノック剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）
二 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）
三 前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
四 四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
五 四アルキル鉛等を含有する残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務
六 四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務
七 四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務
八 四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（第二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）